「外国の政府等において重要な地位を占める方」の説明

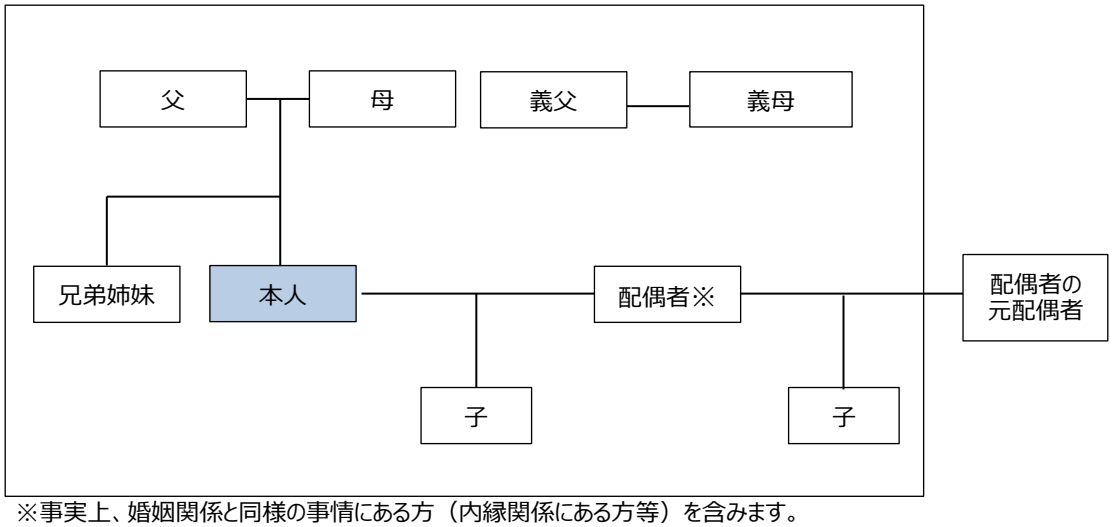
1.「外国の政府等において重要な地位を占める方」とは以下に相当する職や役員となります。
（1）外国の元首
（2）わが国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
（3）わが国における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
（4）わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
（5）わが国における特命全権大使・公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
（6）わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上・海上・航空の幕僚長・幕僚副長に相当する職
（7）中央銀行の役員
（8）予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 過去に上記 1 のいずれかの地位にあった方

3. 上記 1 または上記 2 のいずれかに該当する方の家族
（配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、配偶者の子）

※上記 1～3 に該当する方はお申込できません。

【ご家族の範囲】
下図の枠内に該当する方となります。



※事実上、婚姻関係と同様の事情にある方（内縁関係にある方等）を含みます。

北洋銀行